

＊北海道公報

発行 北 海 道
編集 総 務 部
文 行 政 局
書 文 書 課
電話 011-204-5035
FAX 011-232-1385

目次

条 例

○北海道庁旧本庁舎条例.....	(財産課)	1
○北海道税条例の一部を改正する条例.....	(税務課)	4
○特定地域等における道税の課税の特例に関する条例の一部を改正する条 例.....	(税務課)	5
○住民基本台帳法施行条例の一部を改正する条例.....	(市町村課)	5
○大麻取締法及び麻薬及び向精神薬取締法の一部改正に伴う関係条例の整 理に関する条例.....	(医務薬務課)	6
○北海道認定こども園の認定の要件並びに設備及び運営の基準を定める条 例の一部を改正する条例.....	(子ども政策企画課)	6
○北海道児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を 改正する条例.....	(子ども政策企画課・子ども家庭支援課)	7

条 例

北海道庁旧本庁舎条例をここに公布する。

令和6年7月12日

北海道知事 鈴木直道

北海道条例第66号

北海道庁旧本庁舎条例

(設置)

第1条 歴史的な価値を有する建造物である北海道庁旧本庁舎の保存、公開、活用等を行うとともに、北海道の歴史、文化及び観光に関する情報を発信することにより、道民の文化の向上及び活動の促進並びに観光の振興を図るため、北海道庁旧本庁舎（以下「旧本庁舎」という。）を設置する。
(名称及び位置)

第2条 旧本庁舎の名称及び位置は、次のとおりとする。

名	称	位	置
北海道庁旧本庁舎		札幌市	

(事業)

第3条 旧本庁舎は、次の事業を行う。

- (1) 旧本庁舎の保存及び公開に関すること。
- (2) 旧本庁舎の施設及び設備（以下「施設等」という。）を一般の利用に供すること。
- (3) 旧本庁舎に関する資料その他北海道の歴史、文化及び観光に関する資料を保管し、及び展示すること。
- (4) その他設置の目的を達成するために必要な事業
(指定管理者による管理)

第4条 旧本庁舎の管理は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定による指定を受けた法人その他の団体（以下「指定管理者」という。）に行わせるものとする。

(指定管理者が行う業務の範囲)

第5条 指定管理者が行う業務は、次のとおりとする。

- (1) 第3条各号に掲げる事業に関すること。
- (2) 第8条第1項、第13条及び第16条第2項の承認に関すること。
- (3) 施設等の維持管理に関すること（知事が定めるものを除く。）。)
- (4) その他知事が定める業務
(開館時間)

第6条 旧本庁舎の開館時間は、午前8時45分から午後9時までとする。ただし、指定管理者は、特に必要があると認めるときは、知事の承認を得て、臨時に開館時間を変更することができる。

(休館日)

第7条 旧本庁舎の休館日は、12月29日から翌年の1月3日までとする。ただし、指定管理者は、旧本庁舎の管理運営上必要があるときその他特に必要があると認めるときは、知事の承認を得て、休館日に開館し、又は臨時に休館することができる。

(利用の承認)

第8条 旧本庁舎の施設等を利用しようとする者(前庭にあっては、その全部又は一部を独占して利用しようとする者に限る。)は、指定管理者の承認を受けなければならない。

2 指定管理者は、前項の承認をする場合において、旧本庁舎の管理運営上必要があると認めるときは、同項の承認に条件を付することができる。

(承認の基準)

第9条 指定管理者は、前条第1項の承認を受けようとする者が次の各号のいずれかに該当するときは、同項の承認をしてはならない。

- (1) 利用の目的が旧本庁舎の設置の目的に反するとき。
- (2) 公共の秩序を乱し、又は善良の風俗を害するおそれがあるとき。
- (3) 施設等を損傷するおそれがあるとき。
- (4) その他旧本庁舎の管理運営上支障があると認められるとき。

(変更の承認)

第10条 第8条第1項の承認を受けた者(次条第1項、第12条第1項及び第17条において「利用者」という。)は、利用の内容を変更しようとするときは、指定管理者の承認を受けなければならない。

2 第8条第2項及び前条の規定は、前項の承認について準用する。

(承認の取消し等)

第11条 指定管理者は、利用者が次の各号のいずれかに該当するときは、第8条第1項の承認(前条第1項の承認を受けたときは、その変更後のもの。次項において同じ。)を取り消し、又はその利用を制限し、若しくは停止することができる。

- (1) この条例若しくはこの条例に基づく規則又はこれらの規定に基づく処分違反したとき。
 - (2) 虚偽の申請その他不正な手段により第8条第1項又は前条第1項の承認を受けたとき。
 - (3) 第8条第2項(前条第2項において準用する場合を含む。)の規定により付された条件に違反したとき。
- 2 指定管理者は、施設等の維持管理上その他公益上やむを得ない事態が発生したときは、第8条第1項の承認を取り消し、又はその条件を変更することがで

きる。

(利用料金)

第12条 利用者は、その利用に係る料金(以下この条及び別表において「利用料金」という。)を指定管理者に納めなければならない。

2 前項の規定により指定管理者に納められた利用料金は、指定管理者の収入とする。

3 利用料金の額は、別表に定める額の範囲内において、指定管理者が知事の承認を受けて定める。これを変更しようとするときも、同様とする。

4 知事は、前項の承認をしたときは、その承認をした利用料金の額を告示しなければならない。

5 指定管理者は、既に収受した利用料金を還付しないものとする。ただし、指定管理者は、規則で定める基準に従い、利用料金の全部又は一部を還付することができる。

6 指定管理者は、規則で定める基準に従い、利用料金を減免することができる。

(特別利用の承認)

第13条 旧本庁舎に関する資料(展示しているものを除く。第15条及び第16条において「旧本庁舎資料」という。)の閲覧、模写、模造、撮影又は複写(次条第1項において「特別利用」という。)を行おうとする者は、あらかじめ、指定管理者の承認を受けなければならない。

(特別利用の方法等)

第14条 特別利用は、指定管理者の指示に従って行わなければならない。

2 指定管理者は、前条の承認を受けた者が前項の規定に違反したときは、同条の承認を取り消すことができる。

(模写品等の刊行等の承認)

第15条 旧本庁舎資料を模写し、模造し、撮影し、又は複写したものを刊行し、若しくは複製し、又は研究発表等に使用しようとする者は、あらかじめ、規則で定めるところにより、知事の承認を受けなければならない。

(資料の貸出し)

第16条 旧本庁舎資料は、博物館法(昭和26年法律第285号)第2条第1項に規定する博物館の長、図書館法(昭和25年法律第118号)第2条第1項に規定す

る図書館の長その他の規則で定める者に対して貸出しをすることができる。

2 前項の規定により旧本庁舎資料の貸出しを受けようとする者は、あらかじめ、指定管理者の承認を受けなければならない。

(指定管理者の指示等)

第17条 指定管理者は、旧本庁舎の秩序の維持及び施設等の管理運営上必要があると認めるときは、利用者に対しその利用に関し指示をし、又は利用中の場所に従業員を立ち入らせ、利用の状況を調査させることができる。

(知事による管理)

第18条 第4条の規定にかかわらず、知事は、やむを得ない事情があると認められるときは、旧本庁舎の管理に係る業務を行うことができる。

2 前項の規定により知事が旧本庁舎の管理に係る業務を行う場合においては、第6条ただし書、第7条ただし書、第8条（同条第2項の規定を第10条第2項において準用する場合を含む。）、第9条（第10条第2項において準用する場合を含む。）、第10条第1項、第11条、第12条第1項、第5項及び第6項、第13条、第14条、第16条第2項、前条並びに別表備考3の事項及び4の事項中「指定管理者」とあるのは「知事」と、第6条ただし書及び第7条ただし書中「ときは、知事の承認を得て」とあるのは「ときは」と、第12条第1項中「その利用に係る料金（以下この条及び別表において「利用料金」という。）」とあるのは「別表に定める額の範囲内において知事が定める額の使用料」と、同条第5項及び第6項並びに別表備考3の事項中「利用料金」とあるのは「使用料」と、前条中「従業員」とあるのは「職員」とし、第12条第2項から第4項までの規定は、適用しない。

(規則への委任)

第19条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

別表（第12条関係）

1 旧本庁舎に入館する場合

区 分	利用料金の上限額	
	個 人	20人以上の団体

1 高等学校の生徒、大学の学生及びこれらに準ずる者	200円	1人につき	180円
2 1以外の者（学齢に達しない者、小学校の児童、中学校の生徒及びこれらに準ずる者を除く。）	300円	1人につき	270円

2 八角塔に入場する場合

1人1回につき 1,200円

3 催事室、道民活動支援室又は前庭を利用する場合（4及び5の表の場合を除く。）

区 分	利用料金の上限額			
	午 前	午 後	夜 間	1 日
催事室	25,800円	25,800円	34,400円	103,300円
道民活動支援室	25,800円	25,800円	34,400円	103,300円
前庭	53,100円	53,100円	70,800円	212,400円

4 催事室、道民活動支援室又は前庭を営利又は営業の目的で利用する場合（5の表の場合を除く。）

その利用の区分に応じ、3の表に定める額にそれぞれ2を乗じて得た額

5 催事室、道民活動支援室又は前庭を入場料又はこれに類するもの（以下「入场料等」という。）を徴収して利用する場合（入场料等の額（入场料等の額に段階があるときは、その最高額。以下同じ。）が2,000円を超える場合に限る。）

区 分	利用料金の上限額
1 入场料等の額が4,000円未満の場合	その利用の区分に応じ、3の表に定める額にそれぞれ2を乗じて得た額
2 入场料等の額が4,000円以上の場合	その利用の区分に応じ、3の表に定める額にそれぞれ3を乗じて得た額

6 設備等を利用する場合

1回につき 10,000円

7 駐車場を利用する場合

	利用料金の上限額
--	----------

区 分	基本料金（最初の1時間まで）		超 過 料 金	
バス及び貨物自動車	1,100円		30分につき	550円

備考

- 前庭の区域は、規則で定めるものとする。
- 3の表において、午前とは午前9時から正午まで、午後とは午後1時から午後4時まで、夜間とは午後5時から午後9時まで、1日とは午前9時から午後9時までとする。
- 指定管理者が旧本庁舎の運営に支障がないと認めたときは、3の表の時間区分を超過し、又は繰り上げて利用することができる。この場合の利用料金の上限額は、当該利用時間（利用時間が1時間未満であるとき又は利用時間に1時間未満の端数の時間があるときは、当該時間については、1時間として計算するものとする。）1時間につき、1日利用の場合の1時間当たりの利用料金の上限額に1.3を乗じて得た額とする。
- 指定管理者は、特別に利用する電気、水道等の料金について、別に実費を徴収することができる。
- 駐車場を利用する場合において、駐車時間に30分未満の端数の時間があるときは、当該時間については、30分として計算するものとする。

北海道税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年7月12日

北海道知事 鈴木直道

北海道条例第67号

北海道税条例の一部を改正する条例

北海道税条例（昭和25年北海道条例第56号）の一部を次のように改正する。

第38条の2第1項中「第21条の7」を「第21条の8」に改める。

第67条の2中「第11条の9第2項」を「第11条の10第2項」に改める。

附則第5条の4の2第1項第1号中「第19項」を「第21項」に改め、同条第3項中「同条第14項」を「同条第16項」に改める。

附則第8条の2の7第1項第1号中「の使用者」を「（政令で定めるものを除く。）の使用者」に改め、同項第3号中「附則第10条の2の2第3項に規定す

る」を「で定める」に、「同条第4項に規定する機械」を「これらの車両に類するもので政令で定めるもの（日本貨物鉄道株式会社にあつては、政令で定める機械を含む。）」に改め、同項第4号中「政令附則第10条の2の2第5項に規定する」及び「同条第6項に規定する」を「政令で定める」に改め、同項第5号中「政令附則第10条の2の2第7項に規定する」及び「同項に規定する」を「政令で定める」に改める。

附則第12条の5第1項の表附則第5条の4の2第1項第1号の項中「第19項」を「第21項」に改め、同条第2項中「第4項まで若しくは第6項から第10項までの」を「第5項まで若しくは第7項から第11項までの」に改め、同項の表附則第5条の4第1項第1号の項中「第9項」を「第10項」に改め、同表附則第5条の4の2第1項第1号の項中「第4項まで若しくは第6項から第10項」を「第5項まで若しくは第7項から第11項」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和7年1月1日から施行する。ただし、第38条の2第1項の改正規定及び附則第8条の2の7第1項の改正規定並びに次項及び附則第3項の規定は、同年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の北海道税条例（以下「新条例」という。）附則第8条の2の7第1項（第1号に係る部分に限る。）の規定は、前項ただし書に規定する規定の施行の日（以下「施行日」という。）以後の軽油の引取りに対して課すべき軽油引取税について適用し、施行日前の軽油の引取りに対して課する軽油引取税については、なお従前の例による。

3 この条例による改正前の北海道税条例（以下「旧条例」という。）附則第8条の2の7第2項において準用する旧条例第61条の11第1項又は第61条の12第6項の規定により交付を受けた免税軽油使用者証又は免税証（新条例附則第8条の2の7第1項第1号に規定する政令で定める船舶の使用者が当該船舶の動力源に供する軽油の引取りに係るものに限る。）に係る旧条例附則第8条の2の7第2項において準用する旧条例第61条の11第6項又は第61条の12第10項に規定する有効期間が施行日以後に満了する場合には、これらの規定にかかわらず、当該有効期間は令和7年3月31日に満了したものとみなす。

特定地域等における道税の課税の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年7月12日

北海道知事 鈴木直道

北海道条例第68号

特定地域等における道税の課税の特例に関する条例の一部を改正する条例
特定地域等における道税の課税の特例に関する条例（昭和60年北海道条例第7号）の一部を次のように改正する。

第27条中「特定業務施設」の次に「及び同号に規定する特定業務児童福祉施設（以下この条において「特定業務児童福祉施設」という。）のうち当該特定業務施設の新設に併せて整備されるもの」を加え、「移転型特定事業者（」を削り、「」第1条に規定する公示日（次条及び第29条において「公示日」という。）から令和6年3月31日までの間」を「。以下この章において「地域再生省令」という。）第2条第1号に規定する期間内」に改め、「をいう。次条及び第30条において同じ。）」を削り、「を事業」を「（特定業務児童福祉施設の用に供する減価償却資産を除く。以下この条において同じ。）を事業」に、「同令」を「地域再生省令」に改める。

第28条中「移転型特定事業者」の次に「（地域再生省令第2条第2号に規定する期間内に認定を受けた特定事業者であって地域再生法第17条の2第1項第1号に掲げる事業を実施するものをいう。第30条において同じ。）」を、「取得（」の次に「地域再生省令第1条に規定する」を加える。

第29条中「公示日から令和6年3月31日までの間」を「地域再生省令第2条第2号に規定する期間内」に改める。

附 則

1 この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の特定地域等における道税の課税の特例に関する条例（以下「新条例」という。）の規定（特定業務児童福祉施設（地域再生法（平成17年法律第24号）第5条第4項第5号に規定する特定業務児童福祉施設をいう。以下同じ。）のうち特定業務施設（同号に規定する特定業務施設をいう。以下同じ。）の新設に併せて整備されるものに係る部分を除く。）は、令和6年4月1日から適用する。

2 新条例第7章の規定中特定業務児童福祉施設のうち特定業務施設の新設に併せて整備されるものに係る部分は、令和6年4月19日以後に当該特定業務児童福祉施設を整備した者に係る課税免除又は不均一課税について適用する。

住民基本台帳法施行条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年7月12日

北海道知事 鈴木直道

北海道条例第69号

住民基本台帳法施行条例の一部を改正する条例

住民基本台帳法施行条例（平成14年北海道条例第2号）の一部を次のように改正する。

第1条中「保護」の次に「並びに法第30条の41第1項に規定する附票本人確認情報の保護」を加える。

第7条の見出しを「（北海道本人確認情報等保護審議会）」に改め、同条中「に規定する」を「（法第30条の44の13において読み替えて準用する場合を含む。）に規定する」に、「北海道本人確認情報保護審議会」を「北海道本人確認情報等保護審議会」に改める。

別表第1の1の項中「）又は」を「）若しくは」に改め、「徴収金」の次に「又は森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律（平成31年法律第3号）による森林環境税に係る徴収金」を加え、同表の3の項中「市町村税」の次に「又は森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律による森林環境税」を加える。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の際現に従前の北海道本人確認情報保護審議会の委員である者は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）に、この条例による改正後の住民基本台帳法施行条例（以下「改正後の条例」という。）第8条第2項の規定により北海道本人確認情報等保護審議会の委員として任命されたものとみなす。この場合において、その任命されたものとみなされる者の任期は、同条第3項の規定にかかわらず、令和7年12月14日までとする。

3 この条例の施行の際現に従前の北海道本人確認情報保護審議会の会長又は副会長である者は、施行日に、改正後の条例第9条第2項の規定により北海道本人確認情報等保護審議会の会長又は副会長として互選されたものとみなす。

大麻取締法及び麻薬及び向精神薬取締法の一部改正に伴う関係条例の整理に関する条例をここに公布する。

令和6年7月12日

北海道知事 鈴木直道

北海道条例第70号

大麻取締法及び麻薬及び向精神薬取締法の一部改正に伴う関係条例の整理に関する条例

(北海道保健福祉部手数料条例の一部改正)

第1条 北海道保健福祉部手数料条例(平成12年北海道条例第7号)の一部を次のように改正する。

別表39の項中「大麻取締法」を「大麻草の栽培の規制に関する法律」に、「大麻取扱者の」を「大麻草採取栽培者の」に、「大麻取扱者免許申請手数料」を「大麻草採取栽培者免許申請手数料」に改め、同表40の項中「大麻取締法第10条第5項」を「大麻草の栽培の規制に関する法律第6条第3項」に、「大麻取扱者の」を「大麻草採取栽培者の」に、「大麻取扱者登録変更手数料」を「大麻草採取栽培者登録変更手数料」に改め、同表41の項中「大麻取締法第10条第6項」を「大麻草の栽培の規制に関する法律第7条第3項」に、「大麻取扱者免許証の」を「大麻草採取栽培者の免許証の」に、「大麻取扱者免許証再交付手数料」を「大麻草採取栽培者免許証再交付手数料」に改める。

第2条 北海道保健福祉部手数料条例の一部を次のように改正する。

別表39の項中「大麻草採取栽培者の」を「第一種大麻草採取栽培者の」に、「大麻草採取栽培者免許申請手数料」を「第一種大麻草採取栽培者免許申請手数料」に改め、同表40の項中「大麻草採取栽培者の」を「第一種大麻草採取栽培者の」に、「大麻草採取栽培者登録変更手数料」を「第一種大麻草採取栽培者登録変更手数料」に改め、同表41の項中「大麻草採取栽培者の」を「第一種大麻草採取栽培者の」に、「大麻草採取栽培者免許証再交付手数料」を「第一種大麻草採取栽培者免許証再交付手数料」に改める。

(北海道危険薬物の使用等の規制等に関する条例の一部改正)

第3条 北海道危険薬物の使用等の規制等に関する条例(平成27年北海道条例第39号)の一部を次のように改正する。

第5条第1項中「大麻取締法(昭和23年法律第124号)」に規定する大麻、」を削る。

附 則

この条例は、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。ただし、第2条の規定は、公布の日から起算して1年6月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

北海道認定こども園の認定の要件並びに設備及び運営の基準を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年7月12日

北海道知事 鈴木直道

北海道条例第71号

北海道認定こども園の認定の要件並びに設備及び運営の基準を定める条例の一部を改正する条例

北海道認定こども園の認定の要件並びに設備及び運営の基準を定める条例(平成18年北海道条例第78号)の一部を次のように改正する。

第4条第1項第3号中「20人」を「15人」に改め、同項第4号中「30人」を「25人」に改める。

第13条第1項第3号中「20人」を「15人」に改め、同項第4号中「30人」を「25人」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 子どもの教育及び保育に従事する職員の配置の状況に鑑み、教育及び保育の提供に支障を及ぼすおそれがあるときは、当分の間、この条例による改正後の北海道認定こども園の認定の要件並びに設備及び運営の基準を定める条例(以下「改正後の条例」という。)第4条第1項の規定は、適用しない。この場合

において、この条例による改正前の北海道認定こども園の認定の要件並びに設備及び運営の基準を定める条例（以下「改正前の条例」という。）第4条第1項の規定は、この条例の施行の日以後においても、なおその効力を有する。

3 園児（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第14条第6項に規定する園児をいう。）の教育及び保育に直接従事する職員の配置の状況に鑑み、教育及び保育の提供に支障を及ぼすおそれがあるときは、当分の間、改正後の条例第13条第1項の規定は、適用しない。この場合において、改正前の条例第13条第1項の規定は、この条例の施行の日以後においても、なおその効力を有する。

北海道児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年7月12日

北海道知事 鈴木直道

北海道条例第72号

北海道児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

北海道児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年北海道条例第108号）の一部を次のように改正する。

目次中「第15章 雑則（第113条）」を「第15章 里親支援センター（第113条 第16章 雑則（第119条） 第118条）」に改める。

第6条の3第1項及び第15条第1項中「及び児童家庭支援センター」を「、児童家庭支援センター及び里親支援センター」に改める。

第47条第2項中「20人」を「15人」に、「30人」を「25人」に改める。

第113条を第119条とする。

第15章を第16章とし、第14章の次に次の1章を加える。

第15章 里親支援センター

（設備の基準）

第113条 里親支援センターには、事務室、相談室その他の里親及び里親に養育

される児童並びに里親になろうとする者（次条第3項第3号において「里親等」という。）が訪問することができる設備その他事業を実施するために必要な設備を設けなければならない。

（職員）

第114条 里親支援センターには、里親制度等普及促進担当者、里親等支援員及び里親研修等担当者を置かなければならない。

2 里親制度等普及促進担当者は、次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。

(1) 法第13条第3項各号のいずれかに該当する者

(2) 里親として5年以上の委託児童の養育の経験を有する者その他規則で定める者であって、里親制度その他の児童の養育に必要な制度への理解及びソーシャルワークの視点を有するもの

(3) 里親制度その他の児童の養育に必要な制度の普及促進及び新たに里親になることを希望する者の開拓に関して、知事が前2号に該当する者と同等以上の能力を有すると認める者

3 里親等支援員は、次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。

(1) 法第13条第3項各号のいずれかに該当する者

(2) 里親として5年以上の委託児童の養育の経験を有する者その他規則で定める者であって、里親制度その他の児童の養育に必要な制度への理解及びソーシャルワークの視点を有するもの

(3) 里親等への支援の実施に関して、知事が前2号に該当する者と同等以上の能力を有すると認める者

4 里親研修等担当者は、次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。

(1) 法第13条第3項各号のいずれかに該当する者

(2) 里親として5年以上の委託児童の養育の経験を有する者その他規則で定める者であって、里親制度その他の児童の養育に必要な制度への理解及びソーシャルワークの視点を有するもの

(3) 里親及び里親になろうとする者への研修の実施に関して、知事が前2号に該当する者と同等以上の能力を有すると認める者

（里親支援センターの長の資格）

第115条 里親支援センターの長は、次の各号のいずれかに該当し、かつ、里親支援事業の業務の十分な経験を有する者であって、里親支援センターを適切に運営する能力を有するものでなければならない。

- (1) 法第13条第3項各号のいずれかに該当する者
- (2) 里親として5年以上の委託児童の養育の経験を有する者その他規則で定める者であって、里親制度その他の児童の養育に必要な制度への理解及びソーシャルワークの視点を有するもの
- (3) 知事が前2号に該当する者と同等以上の能力を有すると認める者
(里親支援)

第116条 里親支援センターにおける支援は、里親制度その他の児童の養育に必要な制度の普及促進、新たに里親になることを希望する者の開拓、里親、小規模住居型児童養育事業に従事する者及び里親になろうとする者への研修の実施、法第27条第1項第3号の規定による児童の委託の推進、里親、小規模住居型児童養育事業に従事する者、里親又は小規模住居型児童養育事業に従事する者に養育される児童及び里親になろうとする者への支援その他の必要な支援を包括的に行うことにより、里親に養育される児童が心身ともに健やかに育成されるよう、その最善の利益を実現することを目的として行わなければならない。

(業務の質の評価等)

第117条 里親支援センターは、法第44条の3第1項に規定する業務の質の評価を自ら行うとともに、定期的に外部の者による評価を受けて、それらの結果を公表し、常にその改善を図らなければならない。

(関係機関との連携)

第118条 里親支援センターの長は、道、市町村、児童相談所及び里親に養育される児童の通学する学校並びに必要な応じ児童福祉施設、児童委員その他の関係機関と密接に連携して、里親等への支援に当たらなければならない。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 保育士（児童福祉法（昭和22年法律第164号）第18条の4に規定する保育士をいう。）の配置の状況に鑑み、保育の提供に支障を及ぼすおそれがあるときは、当分の間、この条例による改正後の北海道児童福祉施設の設備及び運営に

関する基準を定める条例第47条第2項の規定は、適用しない。この場合において、この条例による改正前の北海道児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例第47条第2項の規定は、この条例の施行の日以後においても、なおその効力を有する。
